

札幌市介護認定事務業務
公募型企画競争 提案説明書

令和6年12月
札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課

本公募は、令和7年度予算の成立を前提として、実施するものです。

1 業務名

札幌市介護認定事務業務

2 目的

介護保険法第27条等に規定されている要介護・要支援認定業務（以下「介護認定業務」という。）は、介護保険法の規定に基づき、被保険者等からの認定申請受付、認定調査と主治医意見書の依頼・受理、介護認定審査会による審査判定、認定結果通知の発送等を区役所保健福祉課で行っている。

本市では、近年、高齢者人口の増加に伴い、要介護・要支援に係る認定申請件数が年々増加しており、今後もますます申請件数の増加が予想されることから、区役所での業務負担の増加が見込まれる。

この状況から、現在区役所で行っている介護認定業務について、認定調査と主治医意見書の依頼・受理から認定結果の通知までの一部のバックヤード業務を市内に設置する札幌市介護認定事務センターに事務集約・委託することで、効率的でより効果的な業務の遂行を図っていく。

3 契約概要

(1) 契約方法

公募型企画競争により選定された委託候補業者との随意契約

(2) 告示日

令和6年12月19日

(3) 履行期間

契約締結日から令和12年（2030年）3月31日まで。

4 業務の概要

別添1「仕様書」のとおり

5 企画提案を求める項目

別添2「札幌市介護認定事務業務」採点表（以下「採点表」という。）に掲げている評価項目。

6 予算規模（契約金額の上限）

911,870 千円（5 年分、消費税及び地方消費税相当額を含む。）

当該予算規模は、上記「4 業務の概要」で示した業務に係る費用。

年度 上 限 金 額	令和 7 年度	準備業務（7 月 1 日～10 月 29 日）	47,080 千円
		認定業務（10 月 30 日～3 月 31 日）	81,590 千円
	令和 8 年度		195,800 千円
	令和 9 年度		195,800 千円
	令和 10 年度		195,800 千円
	令和 11 年度		195,800 千円

- (1) 見積額は、上記の契約金額の上限の範囲内とすること。
- (2) 年度ごとの委託料は、上記の年度上限金額の範囲内とする。令和 7 年度は準備業務とセンター業務開始後の認定業務をそれぞれ分けた上限金額とする。契約締結日から 6 月 30 日までの経費は準備業務に含めること。なお、年度上限金額を上回る金額で見積書を提出した場合は失格とする。
- (3) 認定業務の 10 月分は日数が少ないため、これに係る経費は準備業務として支払う。
- (4) 委託料は、委託契約に基づき月ごとに分割して口座振替により支払うものとする。なお、支払期日及び金額内訳は、委託契約により定める。

7 参加資格要件

企画提案書の提出期限において、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。
- (6) 個人情報の取り扱いに関して、別添 3「特定個人情報等取扱安全管理基準」に適合していること。

8 参加手続きに関する事項

- (1) 日程

項目	日程
企画提案の公募開始	令和 6 年 12 月 19 日（木）
参加意向申出書、特定個人情報等取扱安全管理基準適合申出書及び質問書の提出期限	令和 7 年 1 月 8 日（水）※ 1

参加資格の確認	令和7年 1月10日（金）
企画提案書等提出期限	令和7年 1月22日（水）※1
ヒアリング審査	令和7年 1月30（木）又は31日（金）※2

※1 提出期限については、それぞれ期限日の17時必着（持参又は郵送）とする。

※2 ヒアリング審査の日程は、令和7年1月10日（金）までに通知する。

（2）企画提案書等の提出書類

提出書類は下表に従って、上記(1)の提出期限までに提出すること。③～⑥は、A4版フラットファイル1冊にまとめ、各10部及びPDFファイル形式の電子媒体（CD又はDVD）1部を提出すること。なお、提出された書類等は返却しない。

提出書類	説明
① 参加意向申出書（様式1）	・1部提出すること。
② 特定個人情報等取扱安全管理基準適合申出書（様式2）	・1部提出すること。
③ 企画提案書	・採点表に掲げている各評価項目について、提出書類④で記載する「過去の実績」及び任意項目である「独自提案」以外、すべて企画提案書に記載すること。 ・フォント自由、A4サイズ（縦）、横書き、両面長辺綴じとすること。ただし、A4サイズ（縦）では文字サイズが過小になる全体図などについて、A3サイズ（横）片面短辺綴じにすることは可能である。 ・30ページ以内（表紙、目次を除く）。なお、A3サイズ1ページはA4サイズ2ページ分としてカウントする。 ・提出書類④⑤⑥は30ページには含めない。 ・提案書表紙の次ページは目次とし、各ページにはページ番号を記載すること。
④ 類似業務実績一覧表（様式3）	・直近3年間（令和4～6年度中に契約締結し、履行又は履行中のもの）で、地方自治体における介護認定事務業務の類似業務の契約実績を記載すること（介護認定調査業務は除く）。 ・契約締結日が直近の実績順に記載すること。なお、複数年契約の場合は1件でカウントすること。 ・③企画提案書の次ページに綴ること。
⑤ 見積書（令和7年度）（様式4）	・仕様書に記載している事項を実施するために必要な諸経費は、すべて見積りに含めること。
⑥ 見積書（令和8年度以降）（様式5）	・費用は、消費税及び地方消費税相当額を含む金額で記載すること。 ・④類似業務等実績の次ページに綴ること。

（3）質問書の受付及び回答

質問は提出期限（令和7年1月8日（水）17時）までに質問書（様式6）を電子メールにより提出すること。

質問に対する回答は、随時、電子メールにより質問書の提出者に回答するほか、必要に応じてホームページ上に掲載する（質問者名は公表しない）。

9 選定方法

「札幌市介護認定事務業務に係る企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）」の審査において、採点表により総合的に審査し、最も優れた企画提案者（入選者）を選定する。

(1) 参加資格の確認

- ・参加資格については「7 参加資格要件」に基づき確認を行う。
- ・参加資格の確認結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

(2) ヒアリング審査

- ・参加資格を確認した企画提案者に対し、ヒアリングを実施する。
- ・原則、札幌市役所本庁舎において、対面によるヒアリングとする。状況に応じてオンラインにおけるヒアリングにより最終審査とする場合もある。日時・場所等の詳細については、別途、企画提案者に電子メール等で通知する。
- ・出席者は総括責任者を含む最大4名までとする。
- ・ヒアリングは1企画提案者当たり25分（説明15分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う（ヒアリング審査の対象者数等により、1企画提案者当たりのヒアリング時間は変更する可能性がある）。なお、説明の際、プロジェクター・スクリーン等の使用は認めない。
- ・ヒアリングは、事前に提出している企画提案書に基づき行うこととし、資料の追加は認めない。
- ・ヒアリング審査においては、採点表の評価項目による総合点数方式とし、企画競争実施委員会委員の評価の合計点数が高い順に委託候補者とする。
- ・合計点数が同点の場合は、実施委員会の協議により契約候補者を選定する。
- ・企画提案者が1者の場合、ヒアリング審査において実施委員会が定める最低評価基準点（満点の6割）を超えていれば契約候補者として選定する。

(3) 契約

本業務の委託の手続きについては、札幌市契約規則による。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(4) 選定結果の通知方法

選定の結果は、企画提案者全員に対して文書により通知する。

10 参加資格の喪失

本企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあっては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

11 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者。
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない者。

12 参加資格等についての申立て

本企画競争において、参加資格を満たさないもしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

13 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

14 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権をはじめとした、いかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

15 その他留意事項

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については企画提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (3) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (4) 札幌市が提出した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。

16 問合せ先（担当部局）

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎
札幌市保健福祉局介護保険課 舘、藤本

TEL：(011) 211-2547 FAX：(011) 218-5117

メールアドレス：kyufu.nintei@city.sapporo.jp